

【Ⅱ：明治35年～昭和20年】

Ⅱ
明治三五年～昭和二〇年

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
明治35 (1902)	<p>2 国語調査委員会設置の予算が議会を通過，成立。</p> <p>2 国語調査委員会委員長・前島密，同委員・上田万年ほか6名の委嘱を解く。(8日)</p> <p>2 坪井九馬三ほか5名に外国地名人名の称え方書き方取調委員を命じ，師範学校，中学校，高等女学校程度の地理及び歴史教授用外国地名人名の称え方・書き方を取り調べさせた。(12日)</p> <p>3 国語調査委員会官制公布。(24日)</p> <p>4 国語調査委員会委員長・加藤弘之，委員・嘉納治五郎ほか11名を任命。(11日)</p> <p>4 第1回国語調査委員会。(24日)</p> <p>7 国語調査委員会，調査方針を「国語調査委員会決議事項」として発表。音韻文字の採用・調査，言文一致体の採用・調査，国語の音韻組織の調査，方言の調査と標準語の選定の4項目(4日)</p> <p>7 保科孝一，「言語学雑誌」2巻2号に解説「国語調査委員会決議事項について」を発表。</p> <p>8 文部省，外国地名及人名取調委員の「外国地名人名取調復命書」発表。(9日)</p> <p>8 上田万年，「国語に就きて日本国民の執るべき三大方針」(和語を用いる，漢語を整理する，外来語を無理に訳さない)発表。</p> <p>12 外国地名及人名の称え方書き方の訂正事項復命。(4日)</p>	
明治36 (1903)	<p>8 国語調査委員会，創立より36年7月に至る議案及び調査審議事項，参考資料等発表。(19日)</p> <p>9 国語調査委員会，国語調査資料の収集のため「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」を印刷，各府県に配布し，その調査報告方を依頼。(16日)</p> <p>12 第1次桂内閣における行政整理の結果，官制改正。文部省総務局を文部省大臣官房に改めた。(5日)</p> <p>12 外国地名及人名の称え方書き方に関する報告の増補訂正事項復命。</p>	<p>4 「小学校令」改正。小学校教科書は原則として文部省が編修することになる。(13日)</p>

九二五

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
明治37 (1904)	<p>4 国語調査委員会編『国語国字改良論說年表』、同『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』発行。(1日)</p> <p>10 国語調査委員会編『方言採集簿』刊行。</p> <p>11 国語調査委員会、『仮名字羅馬字優劣論比較一覽』発表。</p>	<p>4 小学校で第1期国定教科書『尋常小学読本』(イエスシ読本)使用開始。</p> <p>5 国定教科書編修のため、文部省に専任編修官設置。(21日)</p> <p>11 教科書調査委員会が国定教科書の修正には仮名遣い問題の解決が先であると、「国語仮名遣改定案」を文部大臣に提出。</p>
明治38 (1905)	<p>3 国語調査委員会、『音韻調査報告書』『音韻分布図』発行。(7日)</p> <p>3 官房図書課、『仮名遣試験成績表』発行。</p> <p>3 久保田文部大臣、「文法上許容すべき事項、国語仮名遣改定案、字音仮名遣改定案」を高等教育会議、国語調査委員会、帝国教育会及び師範学校に諮問。(20日)</p> <p>4 仮名遣い改定反対のために「国語会」結成。(27日)</p> <p>11 国語調査委員会から、『仮名遣諮問ニ対スル答申』(国語仮名遣いのみ改正する案)が行われた。(21日)</p> <p>12 官房図書課、『仮名遣諮問ニ対スル答申』発行。</p> <p>12 ローマ字専用論者の大同団結のため、「ローマ字ひろめ会」結成。(7日)</p>	<p>3 高等教育会議、仮名遣いについて国語調査委員会の答申を待って決する旨を文部大臣に答申。(24日)</p> <p>8 「小学校令」施行規則發布。変体仮名の廃止、長音符号「ー」の採用、漢字節減を断行。</p> <p>12 教科書の検定または編修に関し、「文法上許容すべき事項」文部省告示。(2日)</p>
明治39 (1906)	<p>3 国語調査委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』発行。(5日)</p> <p>9 文部省官房図書課、『明治38年2月仮名遣改定案ニ対スル輿論調査報告』刊行。(10日)</p> <p>12 国語調査委員会編『口語法調査報告書』2冊発行。(7日)</p> <p>12 仮名遣い改定反対のために「国語擁護会」結成。(15日)</p> <p>12 文部省官房図書課、『新旧仮名遣対照語彙』発行。(24日)</p> <p>12 高等教育会議、文部大臣の諮問「仮名遣改定案」(国語調査委員会答申案)可決。</p>	<p>3 文部省官房図書課、国定教科書編修の標準として「句読法案」「分別書き方案」を制定し、発表。</p> <p>11 「ローマ字ひろめ会」が小学校教育にローマ字を課するように文部大臣に建議。(1日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
明治40 (1907)	<p>1 日清韓三国で普通に用いる漢字を改良統一することを目的に「漢字統一会」結成。</p> <p>2 国語調査委員会編『口語法分布図』37枚発行。</p> <p>3 貴族院，表音式仮名遣いを歴史的仮名遣いに改めることを文部大臣に建議。</p> <p>3 国語調査委員会の審議報告『送仮名法』発表。(20日)</p> <p>6 文部大臣，国語仮名遣改正案実施の1か年延期を発表。(6日)</p>	<p>1 衆議院本会議で「ローマ字ヲ日本ニ於ル一般小學校生徒ニ課スル建議案」可決。(23日)</p> <p>6 「ローマ字ひろめ会」，小学校にローマ字を課することを文部大臣に建議。(6日)</p>
明治41 (1908)	<p>3 国語調査委員会，「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」の印刷物を各府県に配布し，第2期取調べを依頼。(31日)</p> <p>5 「ローマ字ひろめ会」，修正ヘボン式の採用決定。(16日)</p> <p>5 臨時仮名遣調査委員会官制公布。(23日)</p> <p>5 臨時仮名遣調査委員会委員長・菊池大麓，委員・曾我祐準以下24名を任命。文部大臣，諮問案提示。(25日)</p> <p>5 国語調査委員会編『漢字要覧』刊行。(27日)</p> <p>5 文部大臣，臨時仮名遣調査委員会に諮問案交付。(28日)</p> <p>5 臨時仮名遣調査委員会第1回委員会。(29日)</p> <p>5 文部省官房図書課，「新仮名遣国語表案」発表。</p> <p>9 文部大臣，臨時仮名遣調査委員会に対する諮問案を撤回。(5日)</p> <p>10 保科孝一ら，教育時事大会を開き，仮名遣い問題について講演。(9日)</p> <p>12 臨時仮名遣調査委員会廃止。(12日)</p>	<p>9 文部省に教科用図書調査委員会設置。(4日)</p> <p>9 「小学校令施行規則」改正。33年8月制定の3表を含む第16条を削除。付同趣旨徹底方訓令。(7日)</p> <p>9 「小学校令施行規則」改正に関する教授上の注意事項を各学校あて通達。(12日)</p>
明治42 (1909)	<p>1 文部省官房図書課，『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』刊行。(18日)</p> <p>3 「ローマ字普及ニ関スル建議案」，衆議院通過。(9日)</p> <p>3 国語調査委員会編『仮名遣及仮名字体沿革資料』刊行。(30日)</p>	
明治43 (1910)	<p>11 漢語をなるべく使わないことを目的の一つとする「日本言葉の会」結成。(13日)</p>	<p>4 小学校で第2期国定国語教科書『尋常小学読本』(ハタタコ読本)使用開始。</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
明治44 (1911)	<p>4 国語調査委員会編『口語体書簡文ニ関スル調査報告』刊行。</p> <p>5 文部省官房図書課廃止，図書局設置。「国語ノ調査ニ関スル事項」は，同局第二課所管事項として初めて分課規程中に成文化。(11日)</p> <p>7 保科孝一，国語国字問題調査のため文部省から欧州に出張を命じられる。</p> <p>9 国語調査委員会編『仮名源流考』『仮名源流考証本写真』刊行。</p> <p>12 国語調査委員会編『平家物語につきての研究』刊行。</p>	<p>5 文芸に関する事項を調査審議する文芸委員会官制発布。</p>
大正元 (1912)	<p>9 国語調査委員会編『疑問仮名遣・前編・学説の部』刊行。</p>	
大正 2 (1913)	<p>6 行政整理のため，国語調査委員会廃止。(13日)</p> <p>6 文部省図書局廃止。「国語の調査に関する事項」は削除。(13日)</p>	<p>2 海軍省，海軍用語調査会設置。</p> <p>6 教育に関する重要な事項を調査するため，文部省に教育調査会設置。(13日)</p> <p>6 文部省普通学務局，『独逸国内各都市の小学校における国語教育に関する報告』(保科孝一)発行。(15日)</p> <p>6 朝鮮総督府，普通学校における国語教育に表音式仮名遣い採用。</p> <p>7 中央气象台，地名の表記に日本式ローマ字採用。</p> <p>12 文部省から欧州に出張を命じられていた保科孝一が，米国経由で帰国。</p>
大正 3 (1914)	<p>6 国語調査委員会編『周代古音及韻徴』刊行。</p> <p>9 日本式ローマ字の実行団体として，「東京ローマ字会」(日本ローマ字会の前身)結成。(14日)</p> <p>10 田丸卓郎著『ローマ字国字論』(日本式ローマ字専用論の立場からの主張)刊行。</p> <p>12 国語調査委員会編『平家物語の語法』刊行。</p>	<p>10 帝国教育会内に国語調査部設置。(13日)</p> <p>12 教育調査会の特別委員会が国語国字国文改善の研究調査機関設置を政府に建議することを決定。</p>

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
大正4 (1915)	1 国語調査委員会編『疑問仮名遣・後編・実例の部』刊行。	10 教育調査会、国語国字国文を平易簡明にするための研究調査機関の設置を文部大臣に建議。
大正5 (1916)	6 文部省分課程中改正。「国語調査ニ関スル事項」は、文部省普通学務局第三課(国語調査室)の所管となる。普通教育における国語調査事務を開始、漢字の整理統一に着手。(15日) 6 文部省、国語に関する調査を行うため嘱託を発令。 12 国語調査委員会編『口語法』刊行。	4 国語国字問題を広く論議するため、雑誌『国語教育』創刊。
大正6 (1917)	4 国語調査委員会編『口語法 別記』刊行。 10 普通学務局、『英国に於ける語法上の術語制定運動』刊行。(18日)	9 陸軍陸地測量部、地図のローマ字書きに日本式ローマ字採用。
大正7 (1918)	7 普通学務局、『外来語問題に関する独逸に於ける国語運動』刊行。(3日)	4 小学校で第3期国定国語教科書『尋常小学国語読本』(ハナハト読本)使用開始。
大正8 (1919)	7 普通学務局、『アクセントとは何か』『国定小学読本巻の1・2のアクセント』『外国に於ける国字問題』を刊行。 12 普通学務局、『漢字整理案』刊行。(25日)	4 文部省内の公用文を口語体に改める旨の次官通牒。 7 文部省、初めて口語体(デアル体)の訓令を官報に掲載。(29日)
大正9 (1920)	1 普通学務局、『口語文用例集』第1輯刊行。 4 文部省、図書局設置。国語調査室が図書局第一課に移された。(27日) 4 山下芳太郎著『国字改良論』刊行。左横書き、片仮名専用論の立場からの主張。 11 山下芳太郎、左横書き片仮名専用論の実行団体として「仮名文字協会」(カナモジカイの前身)結成。(1日)	4 教科書調査会設置。教科用図書調査委員会廃止。(27日) 11 大審院、ローマ字投票有効の判決。(11日)
大正10 (1921)	1 日本式ローマ字の実行団体として「日本ローマ字会」結成。 3 東京・大阪の14大新聞社代表が、漢字制限について全国の新聞社に協議を呼び掛けた。(21日) 5 文部省編『口語文用例集』刊行。 6 臨時国語調査会官制公布。国語調査委員会官制廃止。(24日)	4 「度量衡法」改正。メートル法が基本となる。(12日)

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
大正10 (1921)	6 臨時国語調査会会長・森林太郎, 委員上田万年以下34名を任命。(25日) 7 臨時国語調査会第1回総会開催。(7日)	
大正11 (1922)	7 臨時国語調査会会長・森林太郎死去。(9日) 8 臨時国語調査会会長に上田万年を任命。(27日)	7 海軍水路部, 海図のローマ字書きに日本式ローマ字を採用。(8日) 12 文部省に航空用語調査委員会設置。
大正12 (1923)	5 臨時国語調査会, 「常用漢字表」(1962字) 発表。(9日) 5 臨時国語調査会, 常用漢字選定経過及び「略字表」を発表。(12日) 7 新聞・雑誌・印刷関係者, 常用漢字表の実行を目的に「漢字整理期成会」結成。(7日) 8 有力新聞社, 9月1日から常用漢字表を適用することを共同宣言。(6日) 9 関東大震災。国語調査室焼失。(1日) 9 関東大震災により, 新聞社における常用漢字表の適用延期。(1日)	1 商工省に用語委員会(工業品規格統一調査会特別委員会) 設置。
大正13 (1924)	4 「仮名文字協会」が「カナモジカイ」と改称。(1日) 12 文部省, 図書局第一課を編修課と改めた。(22日) 12 臨時国語調査会, 「仮名遣改定案」発表。国語仮名遣改定案・字音仮名遣改定案, いずれも表音式。(24日)	4 内務省, 衆議院議員選挙にローマ字投票の有効を告示。(25日) 4 全国教育者大会, 小学校の課程にローマ字を入れることを文部大臣に建議。(30日)
大正14 (1925)	1 臨時国語調査会『国語字音仮名遣改定案』刊行。 6 有力7新聞社, 「新常用漢字表」(常用漢字表に179字を加え31字を削る) 発表。(1日)	3 東京放送局(JOAK), ラジオの仮放送開始。(22日) 12 行政調査会, 法令形式の平明化を内容とする改善案を決定。(24日)
大正15 (1926)	5 臨時国語調査会, 「仮名遣改定案補則」及び「当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方」を発表。(12日) 7 臨時国語調査会, 「字体整理案」及び「漢語整理案「ソノー」」を発表。(7日) 「漢語整理案」は, 昭和3年まで15回にわたって発表。	6 法令を分かりやすくするため, 「法令形式ノ改善ニ関スル件」が内閣訓令号外で公布。(1日) 11 「カナモジカイ」, 表音式左横書き片仮名の採用を要望し, 「鉄道駅名標ニツイテノ請願」を鉄道大臣に提出。(20日)

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
大正15 (1926)		<p>12 「ローマ字ひろめ会」が鉄道の駅名のローマ字つづり方について，鉄道大臣に建白書（ヘボン式を改めないように要望）提出。（5日）</p> <p>12 日本式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について，鉄道大臣に建議書（日本式に改めるように要望）提出。（18日）</p>
昭和2 (1927)		<p>2 ヘボン式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について，鉄道大臣に建議書（ヘボン式を改めないように要望）提出。（24日）</p> <p>2 ヘボン式ローマ字論の有志がローマ字綴方調査会設置の必要を総理大臣と文部大臣に建議。（24日）</p> <p>3 「ローマ字ヲ小学校教科目中ニ加フル事ニ関スル法律案」が衆議院の委員会通過。（24日）本会議で審議未了。</p> <p>4 鉄道省，駅名の発音式左横書き仮名遣いの採用を決定。（7日）</p> <p>5 鉄道大臣，駅名の左横書き作業の中止を命令。（4日）</p> <p>7 鉄道省，鉄道駅名のローマ字にヘボン式採用確認を通達。（2日）</p>
昭和3 (1928)		<p>6 海軍省，日本式ローマ字を採用。（7日）</p>
昭和4 (1929)	<p>4 内閣印刷局編『本邦常用漢字の研究』（内閣印刷局報告第1号）刊行。内閣印刷局が貴衆両院本会議の速記録に使用された漢字について調査したもの。同種の調査</p>	<p>9 陸軍省，日本式ローマ字を採用。（4日）</p> <p>11 大審院，地名を仮名書きにした公文書有効の判</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和4 (1929)	は，その後2回行われて刊行。 7 「カナモジカイ」が，仮名遣い改定について文部大臣に建議。	決。(18日) 12 総理大臣，「資源ニ関スル用語統一」を資源審議会に諮問。(2日) 12 日本ローマ字会，「駅名ノローマ字綴リ方ニ関スル建議」(駅名のローマ字を日本式に改めるように要望)を鉄道大臣に提出。(3日)
昭和5 (1930)	1 国語政策の実行団体として「国語協会」設立。(15日) 11 臨時ローマ字調査会官制公布。(25日) 11 臨時ローマ字調査会会長に文部大臣・田中隆三，委員に内閣書記官長・鈴木富士彌以下34名を任命。(26日)	
昭和6 (1931)	6 臨時国語調査会，「常用漢字表(修正)」(1,856字)及び「仮名遣改定案(修正)」(ジヂスヅの区別を部分的に採用)を発表。(3日) 6 保科孝一，国語国字問題について天皇に御進講。(18日) 9 満州事変起る。(18日)これによって，中国の地名・人名を含む報道が増加し，漢字制限の実行が不可能になった。	1 「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」が内閣訓令号外で発表。「資源ニ関スル標準用語中藥品ニ関スルモノ」内閣告示。(31日) 12 鉄道省，「鉄道用語調査会報告案」発表。(10日)
昭和7 (1932)	6 臨時国語調査会，『仮名遣改定論議要略・第一集』刊行。 8 平岡伴一編『国字国語問題文献目録』刊行。 9 仮名遣改定反対のために「国語愛護同盟」設立。(6日)	7 内閣より燃料・油脂・塗装及び顔料標準用語告示。(1日) 8 資源局，『化学標準用語』刊行。 10 商工省産業合理局の生産管理委員会，「書類の書き方」(発音式仮名遣，片仮名左横書き等の提案)発表。
昭和8 (1933)		4 小学校で第4期国定教科書『小学国語読本』(さくら読本)使用開始。
昭和9 (1934)	3 臨時国語調査会，国号呼称統一案(「ニッポン」に統一)発表。(19日) 12 文部大臣の諮問機関として国語審議会官制公布。国語審議会会長・南弘，副会長・	1 日本放送協会に放送用語並発音改善調査委員会(用語調査委員会)設置。

	国語施策関係	学校教育、公用文、各省庁の対応等
昭和9 (1934)	穂積重遠、委員・森山鋭一以下35名を任命。臨時国語調査会官制廃止。(21日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「カナモジカイ」、入学試験に漢字の書き取りを廃止するように文部大臣に建議。(18日) 2 「カナモジカイ」が民衆に示す文字文章を易しくするように警視總監に建議。 3 日本放送協会の用語調査会が、「日本」の読み方について、国号としては「ニッポン」を第一とし「ニホン」を第二とすることを暫定的に決定。(12日)
昭和10 (1935)	<ol style="list-style-type: none"> 3 文部大臣、国語の統制・漢字の調査・仮名遣いの改定・文体の改善の4項目について国語審議会に諮問。(25日) 6 『本邦常用漢字の研究』(内閣印刷局研究報告第2号)刊行。 8 「斯文会」、常用漢字案(3,586字)発表。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 内閣から、「機械標準用語」告示。(6日) 1 貯金局が口座氏名の仮名書きを認めた。(18日) 3 日本放送協会の用語調査委員会が放送用語の調査に関する一般方針を発表し、これに関する小冊子の刊行を開始した。 6 貯金局が小為替受取人氏名の仮名書きを認めることとした。(28日)
昭和11 (1936)	<ol style="list-style-type: none"> 3 『臨時ローマ字調査会議事録(上)』刊行。(31日) 6 臨時ローマ字調査会、「ローマ字綴方表」(ヘボン式よりも日本式に近いもの)を議決し、文部大臣に答申。(26日) 6 臨時ローマ字調査会廃止。(30日) 7 「ローマ字ひろめ会」が、臨時ローマ字調査会の答申に反対を宣言。(14日) 8 「日本ローマ字会」が、臨時ローマ字調査会の答申に賛成を宣言。(23日) 10 東京府英語教育会が、臨時ローマ字調査会の答申に反対の決議。(18日) 11 「カナモジカイ」が漢字節減を目指して漢字五百字制限案を発表し、同会の機関紙に使用。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「金属類、鉱物類及び土石類の標準用語」が内閣から告示された。(9日) 3 南洋庁、日本式ローマ字を採用。(3日) 5 全国小学校教員会総会が仮名遣い改定について、文部大臣に建議した。(7日) 5 文部大臣の漢字廃止論をめぐって、貴衆両院で問題化した。
昭和12 (1937)	<ol style="list-style-type: none"> 3 田中館愛橘等提出の「ローマ字ヲ国字トスル請願」、衆議院から政府に回付。(12 	<ol style="list-style-type: none"> 9 国際文化振興会、日本語海外普及に関する協議

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和12 (1937)	<p>日)</p> <p>3 臨時ローマ字調査会議事録(下刊行。(31日)</p> <p>5 「カナモジカイ」が仮名遣いの改定について，文部大臣に建議。(24日)</p> <p>9 「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」内閣訓令3号で公布。(21日)</p> <p>11 「ローマ字ひろめ会」が訓令式ローマ字に反対し，総理大臣に改定を進言。(15日)</p>	<p>会開催。(21日)</p> <p>11 朝鮮総督府鉄道局，駅名標に訓令式ローマ字採用。(2日)</p> <p>12 教育審議会官制発布。教育刷新に，国語の整理統一，外国語教授法改正等を基礎条件と認定。(10日)</p> <p>12 陸軍省，用語統一に関する訓令公布。</p>
昭和13 (1938)	<p>2 「日本ローマ字会」，ローマ字のつづり方を訓令式に統一。</p> <p>2 岡崎常太郎編『漢字制限の基本的研究』(カナモジカイ五百字制限案の調査報告)刊行。</p> <p>7 国語審議会，「漢字字体整理案」を議決し，文部大臣に答申。(14日)</p> <p>12 国語審議会，「仮名遣改定論議要略第2集」発表。</p>	<p>1 文部省，旅券のローマ字つづりを原則として訓令式によるべきことを関係各方面に通達。(31日)</p> <p>2 「日本ローマ字会」，小学校の正課に訓令式ローマ字を入れることを衆議院に請願。(25日)</p> <p>3 鉄道省，ローマ字のつづり方を訓令式に統一。(8日)</p> <p>4 日本医学会に医学用語調査委員会設置。(5日)</p> <p>4 山本有三が自著『戦争と二人の婦人』の後書きで，漢字制限・振り仮名廃止を提唱し，本文で実行。</p> <p>4 国民精神総動員中央聯盟が国語問題について総理大臣に善処を上申。(13日)</p> <p>4 「国語協会」，横書きに関する調査委員会設置。(16日)</p> <p>8 「国語協会」，名のつけ方委員会を設けた。(8日)</p> <p>10 内務省が児童読み物改善のため「子供雑誌編輯改善要項」(ふりがな廃止・活字の大きさ制限等)を指示した。(27日)</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和13 (1938)		<p>10 教育審議会が内閣総理大臣あてに国語に関する建議を提出することを議決した。(8日)</p> <p>11 文部省図書局長，英語科の教授に訓令式ローマ字を用いるように関係方面に通達。(15日)</p> <p>12 山本有三のふりがな廃止論に関し80余名から成る『ふりがな廃止論とその批判』刊行。</p>
昭和14 (1939)	<p>2 国語審議会，「仮名遣改訂に関する諸案集成」発表。</p> <p>3 国語審議会，仮名遣いの改訂について審議を始めることを議決し，文部大臣に答申。(14日)</p> <p>6 文部省，国語対策協議会を開催。(20～22日)</p> <p>12 文部省図書局，「国語対策協議会議事録」発行。(1日)</p> <p>12 海外の日本語教育に備えるため，文部省に日本語教科用図書調査会設置。(11日)</p>	<p>2 「電気関係標準用語」内閣告示。(22日)</p> <p>2 文部省が中等学校教授要目の一部を改正，漢文に時文を加えることを訓令。</p>
昭和15 (1940)	<p>7 国語審議会官制改正。(19日)</p> <p>11 文部省に国語調査官設置。(14日)</p> <p>11 文部省図書局に国語課設置。国語の調査，海外における日本語教育，国語審議会の3項を所管。(28日)</p> <p>12 海外の日本語教育に備えるため，日本文化協会に日本語教育振興会設置。</p>	<p>2 陸軍，「兵器名称及ビ用語ノ簡易化ニ関スル通牒」公布。(兵器名称用制限漢字1級959字，2級276字の計1,235字)(29日)</p> <p>3 「日本ローマ字会」の請願「国民学校ニ国定ローマ字ヲ課スル件」が衆議院で採択された。(8日)</p> <p>5 陸軍省「兵器用語集(其ノ一)」発表。</p> <p>6 文部大臣官邸で陸軍と国語審議会との座談会開催。</p> <p>9 司法次官，証人の宣誓文を口語体に改正するように通達。(3日)</p> <p>9 日本放送協会，ニュース用語調査委員会設置。</p>

	国語施策関係	学校教育，公用文，各省庁の対応等
昭和15 (1940)		(28日) 12 国語協会，『標準名づけ読本』刊行。
昭和16 (1941)	<ul style="list-style-type: none"> 1 第2回国語対策協議会(20～23日) 2 「国語国字ノ整理統一ニ関スル件」(国語問題を国策として取り上げて文部省で一元的に扱う)閣議申合せ事項決定。(25日) 4 「文部省ニ於ケル国語調査ノ経過」を編集，発表。 5 国語審議会官制改正。新たに幹事長を置き，国語審議会幹事・保科孝一を任命。(2日) 6 内閣印刷局，『本邦常用漢字の研究』発行。 11 大西雅雄編『日本基本漢字』(3,000字を選定)刊行。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 陸軍と国語課とが「国語国字問題ニ対スル根本方針」について座談会開催。 3 企画院より「資源ニ関スル標準用語整備ニ関スル件」告示。(27日) 4 国民学校令施行。小学校を国民学校と改称。国民学校で第5期国定国語教科書『コトバノオケイコ』『ヨミカタ』等(アサヒ読本)使用開始。 5 文部省に教科用図書調査会設置。教科書調査会，日本語教科用図書調査会が廃止。(19日) 11 通信省管船局が臨時国語調査会の仮名遣改定案を採用し，「船舶関係ニ於テ船名等ニ附記スベキ振仮名ノ統一ニ関スル件」を造船聯合会に指示。(19日) 12 太平洋戦争開戦。(8日)
昭和17 (1942)	<ul style="list-style-type: none"> 3 国語審議会，「標準漢字表」の中間報告を行った。(3日) 3 文部省，内閣各省庁の代表者を招いて国語の横書きに関する打合会を開催。多くは左横書きに賛成。(13日) 4 文部省国語課，外国地名・人名の呼称並びに表記に関する協議会設置。 4 文部省，英語科教科書のローマ字のつづり方を訓令式に統一。 6 国語審議会，「標準漢字表」を議決し，文部大臣に答申。(常用1,134字，準常用1,320字，特別74字，計2,528字)(17日) 7 文部大臣，「国語ノ横書ニ関スル件」を国語審議会に諮問。(6日) 	<ul style="list-style-type: none"> 3 国語協会，「文書を書くときの心得三か条」発表。(口語体で書く，分かりやすい言葉を用いる，易しい文字を用いる)。 10 国語の伝統を守るために「日本国語会」結成。(7日)

	国語施策関係	学校教育, 公用文, 各省庁の対応等
昭和17 (1942)	<p>7 国語審議会が表音式仮名遣いとしての「新字音仮名遣表」を議決し, 文部大臣に答申。(17日)</p> <p>7 国語審議会が「国語ノ横書ニ関スル件」(左横書きとする)を議決し, 文部大臣に答申。(17日) これについて反対の世論が起こったため, 閣議決定は見合わされた。</p> <p>12 文部省, 「標準漢字表」を修正し(3種の別を廃して計2,669字とする), 発表。また, 「標準漢字表ニ関スル件」が閣議申し合わせ事項決定。(4日)</p>	
昭和18 (1943)	<p>11 行政機構整備実施のため官制改正。文部省図書局廃止。「国語ノ調査ニ関スル事項」は教学局の所管となる。(1日)</p>	<p>2 『毎日新聞』が左横書きの広告掲載を拒否。各紙もこれに同調。</p>
昭和19 (1944)	<p>3 文部省国語課が現代語の標準的発音の学習に使用するために「発音符号」(片仮名による簡略発音符号)を制定し, 発表。</p> <p>9 外国地名人名協議会, 「外国地名人名整理案」「同表記法案」を議決し, 答申。</p>	
昭和20 (1945)	<p>7 分課程改正。国語課廃止。国語の調査に関することは教学局教学課の所管となる。(11日)</p> <p>10 文部省に教科書局設置。国語の調査に関する事項は教科書局第二編修課の所管となる。(13日)</p> <p>11 文部大臣, 標準漢字表の再検討について国語審議会に諮問。国語審議会では, 標準漢字表中の常用漢字1,134字を基礎に必要な加除を行うため, 標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会設置。(27日)</p>	<p>8 太平洋戦争終戦。(15日)</p> <p>9 連合国軍最高司令部が, 駅・主要道路の名称を英語で表示する際にヘボン式ローマ字つづりを用いることを指令。(3日)</p> <p>12 山本有三が安藤正次を所長に迎え, 「ミタカ国語研究所」を設立。(1日)</p> <p>12 「国語協会」「カナモジカイ」「日本ローマ字会」が国字問題解決案を協議し, 連合国軍最高司令部へ提出。</p>